

市有財産随時売払随意契約応募要領

南九州市

応募する際は、この冊子をよくお読みのうえ、所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

南九州市役所財政課

〒897-0392

南九州市知覧町郡 6204 番地

TEL (0993) 83-2511

南九州市が所有する土地等を随意売払随意契約により売払います。

売払物件は、現状有姿で越境物、工作物等（樹木、フェンス、擁壁等）を含めた引渡しとなります。

ご購入を希望される方は、この応募要領及び現地等を熟知のうえ、申込手続きをされますようお願いいたします。

目 次

○ 随意契約による市有財産売払いの流れ	2
○ 随意契約による市有財産売払応募要領	
1 売払物件	3
2 契約に必要な資格	3
3 申込みの手続き等	4
4 物件の確認等	5
5 契約の相手方の決定	5
6 用途の制限等	5
7 契約の締結等	6
8 売買代金の支払方法	6
9 所有権の移転等	6
10 契約費用及び公租公課等	6
11 留意事項	6
12 問い合わせ先	7
○ 市有財産売買契約書	8～11
○ 市有財産随時売払随意契約申込	12
○ 委任状	13
○ 誓約書	14
○ 見積書	15
○ 見積書封筒記入例	16
○ 同意書（市税等の滞納確認）	17
○ 位置図等	18～24

随意契約による市有財産売払いの流れ

申込書の配布	令和5年12月1日（金）～ （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く） 午前9時00分～午後5時00分 （ただし、正午～午後1時を除く） 配布場所 南九州市役所 知覧庁舎本館2階 財政課財産管理係 ※ 南九州市ホームページからもダウンロードできます。
申込受付及び手続き等	申込受付期間 随時対応 申込書類 本募集要領4ページ記載の「4 申込みの手続き等」 「(2)申込書類」にかかる書類一式 申込先 南九州市役所 知覧庁舎本館2階 財政課財産管理係 ※必要書類をご持参のうえ、直接お申込みください。 ※郵送、電話、ファックス及び電子メール等による申込みは受付できません。
見積書の受付及び契約の相手方の決定方法	随時対応いたします。 市が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、最初に見積書を提出された方を契約の相手方と決定します（見積書の受付順により決定します）。
契約の締結	契約の相手方が決定した日から5日以内に売買契約を締結します。 売買契約書（南九州市保管用のもの1部）に貼り付ける収入印紙は、契約の相手方の負担になります。
売買代金の支払い方法	契約締結時に売買代金全額を納入するか、契約締結時に契約保証金（契約額の10%）を納付して売買代金と契約保証金との差額を南九州市が発行する納入通知書により、契約締結後30日以内に納付していただきます。 契約保証金は、その全額を売買代金の一部として充当します。ただし、残額の支払いが行なわれなかった場合は、契約保証金は南九州市に帰属します。
所有権の移転等	所有権は、売買代金の支払いが完了（全額納付）したときに移転します。 物件の引渡しは、現状のままで行います。 登記の手続きは、南九州市が行います。 登記に必要な登録免許税等の費用は、買受人（契約の相手方）の負担になります。

随意契約による市有財産売払応募要領

1 売払物件

物件 番号	物件名	所在地	最低売却価格	地目	土地 面積 (㎡)	法令等に基づく 土地の制限等	その他
1	旧石垣集落 事務所	南九州市颯娃町 別府 322 番 1	904,735 円	宅地	201.50	・都市計画区域内 ・建ぺい率 70% ・容積率 400%	土地のみ
2	旧瀬世共済住宅 跡地	南九州市知覧町 瀬世 2468 番 1 瀬世 2470 番地	589,075 円	宅地 雑種地	302.09	・都市計画区域内 ・建ぺい率 70% ・容積率 400%	土地のみ
4	宮一般住宅跡地	南九州市川辺町 宮 3679 番地	1,653,021 円	宅地	503.97	・都市計画区域内 ・建ぺい率 70% ・容積率 400%	土地のみ
5	旧ふもと坂尾 公営住宅跡地	南九州市颯娃町 郡 10196 番 4	3,075,436 円	宅地	591.43	・都市計画区域内 (第一種中高層住居 専用地域) ・建ぺい率 60% ・容積率 200%	土地のみ
6	旧颯娃派出所長 公舎跡地	南九州市颯娃町 郡 9223 番 3	1,658,600 円	宅地	331.72	・都市計画区域内 (第一種中高層住居 専用地域) ・建ぺい率 60% ・容積率 200%	土地のみ
7	旧松崎保育所 跡地	南九州市川辺町 宮 5967 番 1	2,787,120 円	宅地	1137.60	・都市計画区域内 ・建ぺい率 70% ・容積率 400%	土地のみ
8	両添公営住宅 跡地 1	南九州市川辺町 野間 5530 番 2	3,704,395 円	宅地	438.39	・都市計画区域内 (第一種中高層住居 専用地域) ・建ぺい率 60% ・容積率 200%	土地のみ
9	両添公営住宅 跡地 2	南九州市川辺町 野間 5530 番 5	8,985,846 円	宅地	1249.77	・都市計画区域内 (第一種中高層住居 専用地域) ・建ぺい率 60% ・容積率 200%	土地のみ

2 契約に必要な資格

個人、法人、共有名義を問わず、どなたでも購入できます。但し、次のいずれかに該当する方は、購入することができません。また、代理人として申し込むこともできません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人及び破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から 4 号まで及び第 6 号に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体又はその団体の役員若しくは構成員
- (4) 南九州市のおこなった市有財産の売払いに關し、次のいずれかに該当する者で、その事実があった日から 2 年を経過していない者

- ア 一般競争入札の公正な競争を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者又は正当な理由がなく契約の締結をしなかった者
- (5) 市税等の滞納がある者

3 申込みの手続き等

契約の申込方法は、持参によるものとし、郵送、電話、ファックス及び電子メール等による申込みは受付できません。

(1) 申込の条件

- ア 物件に対し2名以上の共有名義による申込みもできます（市有財産随時売払随時契約申込書の見積者の欄には、代表者1名がご記入ください。代表者以外の方は、共有者の欄にご記入ください。申込受付期間終了後、単独から共有に変更することはできません）。
- イ 契約の相手方決定後の売買契約及び所有権の移転登記は、市有財産随時売払随時契約申込書と異なる方とは行いません。

(2) 申込書類

申込書等については、本案内書に記載の様式を使用してください（南九州市のホームページからダウンロードできます）。

	個人の場合	法人の場合
①	市有財産随時売払随時契約申込書（11 ページ参照）	
②	見積書（14 ページ参照）	
③	印鑑登録証明書	印鑑証明書
④	住民票抄本（外国籍の方は外国人登録原票記載事項証明書）	法人の登記事項証明書
⑤	誓約書（13 ページ参照）	
⑥	南九州市税等の納税証明書（入札参加資格申請用）	
⑦	市税等収納状況確認同意書（16 ページ参照）	

- ア 証明書類は、発行後3箇月以内のものに限ります。
- イ 複数の物件に申込される場合は、物件毎に申込書類（原本）の提出が必要です。
- ウ 提出書類の作成に要する費用は、申込者の負担とします。
- エ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しません。

(3) 申込受付期間等

必要書類を揃えて、受付期間内に受付場所に直接ご持参ください。

申込受付期間	随時対応（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
時 間	午前9時00分～午後5時00分（正午～午後1時を除く）
受付場所	南九州市役所 財政課財産管理係 ※知覧庁舎本館2階

(4) 申込みに当たっての留意事項

- ア 申込書類に必要事項を記入し、法人代表者印又は実印を押印のうえご提出ください。
- イ 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が申込まれる場合は、委任者の印鑑証明書を添付した委任状をご持参ください。
- ウ 共有名義で申込みされる場合は、共有者の中で代表者を1名選任し、その代表者を市有財産随時売払随時契約申込書の見積者欄にご記入ください。この場合において、その代表者以

外の方は、代表者に申込・契約等に関する一切の権限を委任していただくことになります。

4 物件の確認等

現地説明会は、開催しません。売払物件は、現状引渡しとなりますので必ず事前に現地を確認し、関係機関に問い合わせ等の調査を行ってください。また、売払物件の地下埋設物及び地盤調査は行っていません。

なお、現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

5 契約の相手方の決定

- (1) 南九州市が定めた最低売却価格以上で最初に見積書を提出された方を契約の相手方と決定します（申込書の受付順）。但し、同時に複数の見積書の提出があった場合は、同時に開封の上、最高の価格をもって見積書を提出した方を契約の相手方とします。
- (2) 最高の価格をもって見積書を提出した方が2人以上あるときは、直ちに当該見積者によるくじ引きによって契約の相手方を決定します。くじを引かない者があるときは、本件と関係のない市職員にくじを引かせ決定します。この場合、異議を申し立てることはできません。
- (3) 見積の結果、契約の相手方が決定した場合は、契約の相手方の氏名（法人の場合はその名称）及び見積金額を、契約の相手方がない場合は、その旨を見積参加者に直ちに口頭で公表します。
- (4) 見積結果は、契約の相手方の法人・個人の別及び見積金額を市ホームページに掲載しますので、あらかじめご了承ください。

6 用途の制限等

売払物件については、契約書において次の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 契約者は、売買契約締結の日から5年間は、売買物件を次に掲げるものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは売買物件を貸すことはできません。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定される風俗営業、同条第5項に規定される性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するもの
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するもの
 - エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設その他これに類するもの
 - オ 悪臭や騒音など地域住民に迷惑がかかる施設等に類するもの
- (2) 市は、上記指定期間中において、(1)に定める特約の履行状況を確認するため、随時に実地調査を行うことができます。また、契約者は、正当な理由無くして実地調査を拒み、妨げ、又は忌避してはいけません。
- (3) 契約者は、上記(1)及び(2)の条件に違反した場合は、売買代金の100分の30に相当する金額を市に支払わなければなりません。

7 契約の締結等

- (1) 契約の相手方は、決定の日から5日以内に売買契約を締結していただきます。

- (2) 契約の相手方が、正当な理由なく上記(1)の期日までに売買契約を締結しないときは、契約の相手方としての資格を取り消します。
- (3) 売買契約の締結は、契約の相手方の名義で契約を締結します。また、共有名義で参加した場合は、共有者全員の名義での契約締結となります。
- (4) 売買契約に要する収入印紙は、契約の相手方の負担となります。
- (5) 売買契約締結の際には、市有財産随時売払随意契約申込書の申込者印（共有名義の場合は共有者全員の印）が必要です。また、売買契約に必要な収入印紙は契約書に貼付又はご持参ください。

8 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金は、次の方法により支払っていただきます。
売買契約締結時に契約保証金として売買代金の 100 分の 10 以上の額（千円未満切り上げ）を納付していただき、売買代金と契約保証金との差額を南九州市が発行する納入通知書により、契約締結の日から 30 日以内に納付していただきます。
- (2) 契約の相手方が契約上の義務を履行しない場合は、売買契約を解除し、契約保証金は南九州市に帰属することになります。
- (3) 契約保証金には、利息は付しません。

9 所有権の移転等

売払物件の所有権は、売買代金を全額納付したときに移転します。売払物件の所有権が移転したときに、現状のまま引き渡しがあったものとします。

- (1) 売買代金の納付が確認された後、南九州市が所有権移転登記をしますので、その際登録免許税の現金領収書または収入印紙をご持参ください。
- (2) 売払物件は現状有姿で、越境物、工作物等（樹木、フェンス、擁壁等）を含めた引渡しとします（現地での引渡しは行いません）。
- (3) 所有権移転登記が終了次第、買受人（契約の相手方）へ法務局から交付された登記識別情報通知をお渡しし、すべての手続きが終了します。

10 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用は、すべて買受人の負担となります。

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙の費用
- (2) 所有権移転登記に必要な登録免許税等の費用
- (3) 所有権移転後の公租公課
- (4) その他契約に要する費用

11 留意事項

- (1) 申込を希望される方は、この要領及び市有財産売買契約書に記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 売払物件については、現状有姿で越境物、工作物等（樹木、フェンス、擁壁等）を含めた引渡しとなりますので、その状況を承知のうえ、申込みください。
なお、引渡し以降に土地、建物にかかる不具合があっても市は対応いたしません。
- (3) 越境物に関する隣接所有者との協議や電柱等の移設等については、すべて買受者において行っていただきます。
- (4) 建物を建築される際は、建築基準法又は南九州市の条例等による指導がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。
- (5) この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、南九州市契約規則、南九州

市会計規則その他関係法令等の定めるところにより処理します。

12 問い合わせ先

この市有財産売払いについてのお問い合わせは、下記までお願いします。

郵便番号 897-0392

南九州市知覧町郡 6204 番地

南九州市役所財政課 財産管理係

電話番号 0993-83-2511 (内線 2073)

市有財産売買契約書

売払人 南九州市長 塗木 弘幸 及び買受人 《落札者名》 との間に次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

(売買)

第1条 売払人は、その所有する次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を次条以下の約定で買受人に売り渡すことを約し、買受人はこれを買受けることを承諾した。

所在地	区分	地目	面積	備考
南九州市〇〇〇〇〇〇	土地	宅地	〇〇〇.〇 m ²	〇〇〇

(信義誠実の義務)

第2条 売払人及び買受人は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買代金)

第3条 売買代金は、《落札金額》円とする。

(契約保証金)

第4条 買受人は、この契約と同時に、契約保証金として《落札金額の1割》円を売払人に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第17条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 売払人は、買受人が次条に規定する義務を履行したときは、第1項に規定する契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 売払人は、買受人が次条に規定する義務を履行しないときは、第1項に規定する契約保証金を市に帰属させることができる。

(売買代金の支払い)

第5条 買受人は、売買代金のうち前条第1項に規定する契約保証金を除いた《落札金額の9割》円を納入期限までに売払人に支払わなければならない。

(登記に必要な書類)

第6条 買受人は、この契約締結の際にあらかじめ所有権移転登記に必要な書類を売払人に提出しなければならない。

(所有権の移転及び登記の嘱託)

第7条 売買物件の所有権は、買受人が第5条の売買代金を納付したときに買受人に移転する。

2 売払人は、売買物件の所有権が買受人に移転した後、遅滞なく前条に掲げる登記の嘱託をするものとする。この場合の登録免許税等所有権移転登記に要する費用は、買受人の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 売払人は、前条の規定により売買物件の所有権が買受人に移転したときに、現状のまま引き渡しがあったものとする。

(危険負担)

第9条 この契約締結のときから売買物件の引き渡しするときまでにおいて、売買物件が売払人の責に帰することができない事由により滅失し、又は損傷した時は、その滅失又は損傷は、買受人の負担に帰することとする。

(契約不適合責任の免除)

第10条 買受人は、民法(明治29年法律第89号)及び本契約の他の条項にかかわらず、買受ける本件目的物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

(公租公課)

第11条 第6条に規定する所有権移転後の原因による売買物件の公租公課その他の費用は、すべて買受人の負担とする。

(用途制限)

第12条 買受人は、この契約締結の日から5年間は、売買物件を次に掲げるものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは売買物件を貸してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第3項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反するもの
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するもの
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設その他これに類するもの
- (5) 悪臭や騒音など地域住民に迷惑がかかる施設等に類するもの

(実地調査等)

第13条 売払人は、買受人のこの契約履行について必要があると認めるときは、買受人に対し、随時その業務又は資産の状況に関して質問をし、帳簿、書類、売買物件その他の物件を調査（実地調査を含む。）し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買受人は、正当な理由なく前項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約解除)

第14条 売払人は、買受人がこの契約に規定する義務に違反した場合において、この契約を解除することができる。

2 売払人は、買受人が次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 売買物件を本契約の締結の日から指定期間満了の日までの間に、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸したとき
- 3 売払人は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 買受人は、売払人が第2項の規定により本契約を解除した場合において、売払人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金等)

第15条 売払人は、前条に定める解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。

3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が支払った遅延利息、違約金及び買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(買受人の原状回復義務)

第16条 買受人は、売払人が第14条の規定によりこの契約を解除したときは、売払人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 前項ただし書の場合において、造作買取請求権の義務を売払人は負わないものとする。

3 買受人は、第1項のただし書の場合において、買受人の責めに帰すべき事由により、損害を売払人に与えているときで売払人が請求したときは、その損害に相当する金額を売払人に支払わなければならない。

4 買受人は、第1項の定めるところにより売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 売払人は、買受人がこの契約に規定する義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第18条 売払人は、第15条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第16条第3項若しくは前条に規定する損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部を相殺する。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て買受人の負担とする。

(違約金)

第20条 買受人は、第12条に定める用途制限の義務に違反したときは、売買代金の100分の30の金額を違約金として売払人に対し、支払わなければならない。ただし、第2項に該当する場合を除く。

2 前項の違約金は違約罰であって、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(疑義の決定)

第21条 売払人及び買受人は、この契約に定めがない事項及びこの契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、法令、南九州市の関係条例及び規則等に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(裁判管轄)

第22条 売払人及び買受人は、この契約に関する紛争について売払人の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売払人買受人記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地
南九州市長 塗木 弘幸 ㊞

買受人 ≪落札者の住所・氏名≫ ㊞

- (注) 1 契約書中≪ ≫と記載してある箇所については、所要の事項を記載する。
2 契約書に使用する印鑑は、法人代表者印又は実印とする。

市有財産随時売却随意契約申込書

令和 年 月 日

南九州市長 様

見積者（委任者） 住所 _____

氏名 _____ ⑩

(印鑑登録済みの印鑑)

[共有名義の場合]

共有者（委任者） 住所 _____

氏名 _____ ⑩

(印鑑登録済みの印鑑)

下記物件の市有財産を購入したいので、別添のとおり見積書を提出します。

物件 番号	物件名	所 在 地

購入後の使用目的

- (注) 1 法人にあっては、その所在地、名称、並びに代表者の職及び氏名を記入願います。
- 2 夫婦等親族の共有名義で申請する場合は、各名義人連記で記入願います。
- 3 印鑑は、印鑑登録済みの印鑑を使用し、印鑑証明書を必ず添付してください。

委 任 状

代理人（受任者） 住所 _____

氏名 _____ ⑩

(印鑑登録済みの印鑑)

私は、上記の者を代理人と定め、下記市有財産の随時売払随時契約の見積に関する一切の権限を委任します。

物件番号	物 件 名	所 在 地

令和 年 月 日

見積者（委任者） 住所 _____

氏名 _____ ⑩

(印鑑登録済みの印鑑)

(注) 印鑑は、印鑑登録済みの印鑑を使用し、印鑑証明書を必ず添付してください。

誓 約 書

私は、南九州市が実施する随時売払見積りによる市有財産売払いの申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 市有財産随時売払随意契約応募要領に記載する契約に必要な資格のない者に該当しません。
- 2 見積りに際し、市有財産随時売払随意契約応募要領、市有財産売買契約書、売払物件の現状及び法令上の規制等をすべて承知のうえ参加します。後日、これらの事柄について南九州市に対し一切の異議、苦情を申し立てません。
- 3 買受物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。

令和 年 月 日

南九州市長 様

申込者 住 所 〒
(所在地)

氏 名 ⑩
(法人名及び代表者名) (実印)

(共有名義の場合)
共有者 住 所 〒
(所在地)

氏 名 ⑩
(法人名及び代表者名) (実印)

[注意事項]

- ・印鑑は、市有財産随時売払随意契約申込書の申込者印及び共有者印と同一のものを使用してください。

見 積 書

物件番号	物件名	所 在 地

見積金額	円也
------	----

見積りによる市有財産随時売払随意契約応募要領，市有財産売買契約書及び売買物件の現状を承知のうえ，上記のとおり，見積りします。

令和 年 月 日

南九州市長 様
(契約担当者)

申込者 住 所 〒
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

㊞
(実印)

令和 年 月 日 上記金額で契約の相手方決定通知 ㊞

[注意事項]

- ・見積書は，物件ごとに別の用紙を使用してください。
- ・印鑑は，市有財産随時売払随意契約申込書の申込者印と同一のものを使用してください。
- ・代理人が見積りする場合は，代理人の住所，氏名を記入し，委任状の代理人使用印を押印してください。
- ・見積り金額は，アラビア数字（0.1.2.3...）ではっきりと記載し，数字の前に「¥」マークを記載してください。
- ・黒インクの万年筆又はボールペンで記入してください。

見積書封筒の記入例

- 1 封筒は、縦長の普通のもので、下記内容をペン又はボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。
- 2 見積書の印及び封筒の印は、申込書に押印した印を使用してください。

注 封筒に入れるもの

見積書

※代理の場合は、委任者の印鑑証明書及び委任状も同封してください。

(表)

(裏)

同 意 書

南九州市長 塗木弘幸 様

令和 年 月 日

令和 年度において市有財産売払の申込みにあたり，私及び同一世帯の者の市税等の収納状況を確認することに同意します。

組合等名				
構 成 員	番号	住 所	氏 名	⑨
	1	南九州市		
	2	南九州市		
	3	南九州市		
	4	南九州市		
	5	南九州市		
	6	南九州市		
	7	南九州市		
	8	南九州市		
	9	南九州市		
	10	南九州市		

(注) 法人の場合又は法人以外で本人（代表者）が署名しない場合は記名押印してください。

※市税等とは，市税，国民健康保険税，後期高齢者医療保険料及び介護保険料です。

売払物件の位置図

※画像は大まかな位置を図示しています。













